

令和5年度 経営管理実施権配分計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和5年9月29日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班小班	地目	面積 ha	現況樹種						現況林齢
1	富士市大淵	14151	12	ろ39-0	山林	0.1527	ヒノキ	54	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
2	富士市大淵	14153	12	ろ38-0	山林	0.0294	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
3	富士市大淵	8352-4	12	ろ39-0	山林	0.1176	ヒノキ	54	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
4	富士市大淵	4523-1	12	い48-2	山林	0.3404	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
5	富士市大淵	8348	12	い48-2	山林	0.0532	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
6	富士市大淵	4523-2	12	い48-0	山林	0.0532	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
7	富士市大淵	8349	14	い3-1	山林	0.2294	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
8	富士市大淵	1991-9	14	い53-1	山林	0.0302	ヒノキ	55	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
9	富士市大淵	14305-3	12	ろ35-0	山林	0.0039	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
10	富士市大淵	14305-4	12	ろ35-0	山林	0.0062	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
11	富士市大淵	14319	12	ろ44-0	山林	0.2429	スギ ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
12	富士市大淵	2121	14	い78-0	山林	0.0872	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
13	富士市大淵	2122-1	14	い78-0	山林	0.0695	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
14	富士市大淵	2122-3	14	い78-0	山林	0.0475	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
15	富士市大淵	2122-4	14	い78-0	山林	0.0256	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
16	富士市大淵	2123-2	14	い78-0	山林	0.0208	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
17	富士市大淵	2126-1	14	い78-0	山林	0.0491	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
18	富士市大淵	2016-7	14	い28-1	山林	0.0981	ヒノキ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
19	富士市大淵	4487-1	12	ろ3-0 10-0	山林	0.2932	ヒノキ	61 43	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市大淵	14151	12	ろ39-0	山林	0.1527	ヒノキ	54			04-03
2	富士市大淵	14153	12	ろ38-0	山林	0.0294	ヒノキ	70			04-03
3	富士市大淵	8352-4	12	ろ39-0	山林	0.1176	ヒノキ	54			04-03
4	富士市大淵	4523-1	12	い48-2	山林	0.3404	ヒノキ	60			04-04
5	富士市大淵	8348	12	い48-2	山林	0.0532	ヒノキ	60			04-04
6	富士市大淵	4523-2	12	い48-0	山林	0.0532	ヒノキ	60			04-05
7	富士市大淵	8349	14	い3-1	山林	0.2294	ヒノキ	60			04-05
8	富士市大淵	1991-9	14	い53-1	山林	0.0302	ヒノキ	55			04-07
9	富士市大淵	14305-3	12	ろ35-0	山林	0.0039	ヒノキ	57			04-09
10	富士市大淵	14305-4	12	ろ35-0	山林	0.0062	ヒノキ	57			04-09
11	富士市大淵	14319	12	ろ44-0	山林	0.2429	スギ ヒノキ	60			04-09
12	富士市大淵	2121	14	い78-0	山林	0.0872	ヒノキ	70			04-09
13	富士市大淵	2122-1	14	い78-0	山林	0.0695	ヒノキ	70			04-09
14	富士市大淵	2122-3	14	い78-0	山林	0.0475	ヒノキ	70			04-09
15	富士市大淵	2122-4	14	い78-0	山林	0.0256	ヒノキ	70			04-09
16	富士市大淵	2123-2	14	い78-0	山林	0.0208	ヒノキ	70			04-09
17	富士市大淵	2126-1	14	い78-0	山林	0.0491	ヒノキ	70			04-09
18	富士市大淵	2016-7	14	い28-1	山林	0.0981	ヒノキ	66			04-11
19	富士市大淵	4487-1	12	ろ3-0 10-0	山林	0.2932	ヒノキ	61 43			04-11

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						現況 林齢
20	富士市大淵	4487-2	12	ろ6-0	山林	0.1190	ヒノキ	65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
21	富士市大淵	14248-1	12	ろ4-0	山林	0.2655	ヒノキ	43	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
22	富士市大淵	14263-1	12	ろ5-0	山林	0.2421	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
23	富士市大淵	14265	12	ろ25-0	山林	0.0598	ヒノキ	68	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
24	富士市大淵	4488-1	12	ろ5-0	山林	0.0793	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
25	富士市大淵	8367-1	12	ろ79-0	山林	0.0656	ヒノキ	62	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
26	富士市大淵	8367-4	12	ろ79-0	山林	0.0724	ヒノキ	62	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
27	富士市大淵	14363	12	ろ59-0 85-1	山林	0.8661	スギ ヒノキ	58 70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
28	富士市大淵	2016-5	14	い30-0	山林	0.2029	ヒノキ	67	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
29	富士市大淵	2025-4	14	い79-0	山林	0.1021	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
30	富士市大淵	2032-1	14	い27-0	山林	0.4641	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
31	富士市大淵	8064-1	14	い54-0	山林	0.6430	スギ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
32	富士市大淵	8064-2	14	い50-1	山林	0.0501	スギ ヒノキ	65 65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
33	富士市大淵	8065	14	い54-0	山林	0.0390	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
34	富士市大淵	8066-1	14	い50-1	山林	0.0456	ヒノキ	65 65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
35	富士市大淵	8067	14	い54-0	山林	0.0370	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
36	富士市大淵	8377	12	は10-0	山林	0.0228	ヒノキ	68	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
37	富士市大淵	8380	12	は9-1	山林	0.0561	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
38	富士市大淵	8381	12	は11-1	山林	0.1490	ヒノキ	68	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
20	富士市大淵	4487-2	12	ろ6-0	山林	0.1190	ヒノキ	65			04-11
21	富士市大淵	14248-1	12	ろ4-0	山林	0.2655	ヒノキ	43			04-12
22	富士市大淵	14263-1	12	ろ5-0	山林	0.2421	ヒノキ	60			04-12
23	富士市大淵	14265	12	ろ25-0	山林	0.0598	ヒノキ	68			04-12
24	富士市大淵	4488-1	12	ろ5-0	山林	0.0793	ヒノキ	60			04-12
25	富士市大淵	8367-1	12	ろ79-0	山林	0.0656	ヒノキ	62			04-12
26	富士市大淵	8367-4	12	ろ79-0	山林	0.0724	ヒノキ	62			04-12
27	富士市大淵	14363	12	ろ59-0 85-1	山林	0.8661	スギ ヒノキ	58 70			04-13
28	富士市大淵	2016-5	14	い30-0	山林	0.2029	ヒノキ	67			04-13
29	富士市大淵	2025-4	14	い79-0	山林	0.1021	ヒノキ	60			04-13
30	富士市大淵	2032-1	14	い27-0	山林	0.4641	ヒノキ	61			04-13
31	富士市大淵	8064-1	14	い54-0	山林	0.6430	スギ	53			04-13
32	富士市大淵	8064-2	14	い50-1	山林	0.0501	スギ ヒノキ	65 65			04-13
33	富士市大淵	8065	14	い54-0	山林	0.0390	ヒノキ	53			04-13
34	富士市大淵	8066-1	14	い50-1	山林	0.0456	ヒノキ	65 65			04-13
35	富士市大淵	8067	14	い54-0	山林	0.0370	ヒノキ	53			04-13
36	富士市大淵	8377	12	は10-0	山林	0.0228	ヒノキ	68			04-13
37	富士市大淵	8380	12	は9-1	山林	0.0561	ヒノキ	59			04-13
38	富士市大淵	8381	12	は11-1	山林	0.1490	ヒノキ	68			04-13

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班小班	地目	面積 ha	現況樹種						現況林齢
39	富士市大淵	8382	12	は9-1	山林	0.0310	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
40	富士市大淵	8384-1	16	い10-0	山林	0.0830	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
41	富士市大淵	8385-1	12	こ33-1	山林	0.0038	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
42	富士市大淵	1670-2	14	は27-2 34-1	山林	0.0363	ヒノキ スギ	61 80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
43	富士市大淵	2011-2	14	い38-0	山林	0.7785	ヒノキ	77	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
44	富士市大淵	2011-3	14	い41-0	山林	0.1223	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
45	富士市大淵	14187	12	い28-0	山林	0.2218	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
46	富士市大淵	14188-1	12	い28-0	山林	0.1644	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
47	富士市大淵	14189	12	い26-0	山林	0.0320	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
48	富士市大淵	14190	12	い26-0	山林	0.3824	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
49	富士市大淵	14308	12	ろ19 20-0	山林	0.2416	ヒノキ	61 51	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
50	富士市大淵	13959	11	い54-0	山林	0.5328	ヒノキ	65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
51	富士市大淵	2016-11	14	い31-1	山林	0.1652	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
52	富士市大淵	14887	11	い11-0	山林	0.1368	ヒノキ	58	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
53	富士市大淵	8355	12	こ18-0	山林	0.1173	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
54	富士市大淵	8356-1	12	こ18-0	山林	0.5821	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
55	富士市大淵	8356-2	12	こ18-0	山林	0.0446	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
56	富士市大淵	14297	12	こ8-0	山林	0.1494	ヒノキ	65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
57	富士市大淵	14298	12	こ8-0	山林	0.0231	ヒノキ	65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
39	富士市大淵	8382	12	は9-1	山林	0.0310	ヒノキ	59			04-13
40	富士市大淵	8384-1	16	い10-0	山林	0.0830	ヒノキ	61			04-13
41	富士市大淵	8385-1	12	に33-1	山林	0.0038	ヒノキ	59			04-13
42	富士市大淵	1670-2	14	は27-2 34-1	山林	0.0363	ヒノキ スギ	61 80			04-14
43	富士市大淵	2011-2	14	い38-0	山林	0.7785	ヒノキ	77			04-14
44	富士市大淵	2011-3	14	い41-0	山林	0.1223	ヒノキ	70			04-14
45	富士市大淵	14187	12	い28-0	山林	0.2218	ヒノキ	56			04-15
46	富士市大淵	14188-1	12	い28-0	山林	0.1644	ヒノキ	56			04-15
47	富士市大淵	14189	12	い26-0	山林	0.0320	ヒノキ	60			04-15
48	富士市大淵	14190	12	い26-0	山林	0.3824	ヒノキ	60			04-15
49	富士市大淵	14308	12	ろ19 20-0	山林	0.2416	ヒノキ	61 51			04-17
50	富士市大淵	13959	11	い54-0	山林	0.5328	ヒノキ	65			04-19
51	富士市大淵	2016-11	14	い31-1	山林	0.1652	ヒノキ	59			04-21
52	富士市大淵	14887	11	い11-0	山林	0.1368	ヒノキ	58			04-24
53	富士市大淵	8355	12	に18-0	山林	0.1173	ヒノキ	53			04-25
54	富士市大淵	8356-1	12	に18-0	山林	0.5821	ヒノキ	53			04-25
55	富士市大淵	8356-2	12	に18-0	山林	0.0446	ヒノキ	53			04-25
56	富士市大淵	14297	12	に8-0	山林	0.1494	ヒノキ	65			04-26
57	富士市大淵	14298	12	に8-0	山林	0.0231	ヒノキ	65			04-26

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者		(名称)		(所在地)							
		者(丙)	者(乙)	富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝	静岡県富士市大淵6979-5番地	静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	準林班小班	地目	面積 ha	現況樹種					現況林齢	経営管理実施権の始期
58	富士市大淵	14299	12	に15-0	山林	0.2066	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
59	富士市大淵	14300	12	に15-0	山林	0.1639	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
60	富士市大淵	14301	12	に15-0	山林	0.0366	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
61	富士市大淵	14398	12	に15-0	山林	0.0198	スギ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
62	富士市大淵	14399	12	に15-0	山林	0.1894	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
63	富士市大淵	14400	12	に15-0	山林	0.0446	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
64	富士市大淵	14401	12	に15-0	山林	0.0231	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
65	富士市大淵	14411	12	に15-0	山林	0.0938	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
66	富士市大淵	14412	12	に15-0	山林	0.0234	ヒノキ	90	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
67	富士市大淵	8357-1	12	に18-1	山林	0.2189	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
68	富士市大淵	14358	12	ろ94-0	山林	0.0882	ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
69	富士市大淵	14359	12	ろ94-0	山林	0.1335	ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
70	富士市大淵	14360	12	ろ93-0	山林	0.2095	ヒノキ	64	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
71	富士市大淵	14361	12	ろ94-0	山林	0.0228	ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
72	富士市大淵	14362	12	ろ93-0 94-0	山林	0.0578	ヒノキ	64 80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
73	富士市大淵	14391	12	ろ93-0	山林	0.1920	ヒノキ	64	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
74	富士市大淵	14392	12	ろ93-0	山林	0.0033	ヒノキ	64	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
75	富士市大淵	14393	12	ろ93-0	山林	0.0198	ヒノキ	64	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
76	富士市大淵	14332	12	ろ56-0	山林	0.0856	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
58	富士市大淵	14299	12	に15-0	山林	0.2066	ヒノキ	90			04-26
59	富士市大淵	14300	12	に15-0	山林	0.1639	ヒノキ	90			04-26
60	富士市大淵	14301	12	に15-0	山林	0.0366	ヒノキ	90			04-26
61	富士市大淵	14398	12	に15-0	山林	0.0198	スギ	90			04-26
62	富士市大淵	14399	12	に15-0	山林	0.1894	ヒノキ	90			04-26
63	富士市大淵	14400	12	に15-0	山林	0.0446	ヒノキ	90			04-26
64	富士市大淵	14401	12	に15-0	山林	0.0231	ヒノキ	90			04-26
65	富士市大淵	14411	12	に15-0	山林	0.0938	ヒノキ	90			04-26
66	富士市大淵	14412	12	に15-0	山林	0.0234	ヒノキ	90			04-26
67	富士市大淵	8357-1	12	に18-1	山林	0.2189	ヒノキ	53			04-26
68	富士市大淵	14358	12	ろ94-0	山林	0.0882	ヒノキ	80			04-27
69	富士市大淵	14359	12	ろ94-0	山林	0.1335	ヒノキ	80			04-27
70	富士市大淵	14360	12	ろ93-0	山林	0.2095	ヒノキ	64			04-27
71	富士市大淵	14361	12	ろ94-0	山林	0.0228	ヒノキ	80			04-27
72	富士市大淵	14362	12	ろ93-0 94-0	山林	0.0578	ヒノキ	64 80			04-27
73	富士市大淵	14391	12	ろ93-0	山林	0.1920	ヒノキ	64			04-27
74	富士市大淵	14392	12	ろ93-0	山林	0.0033	ヒノキ	64			04-27
75	富士市大淵	14393	12	ろ93-0	山林	0.0198	ヒノキ	64			04-27
76	富士市大淵	14332	12	ろ56-0	山林	0.0856	ヒノキ	59			04-30

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						現況 林齢
77	富士市大淵	14335	12	ろ56-0	山林	0.2766	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
78	富士市大淵	14222-2	12	い29-0	山林	0.0209	スギ ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
79	富士市大淵	14223-2	12	い29-0	山林	0.6547	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
80	富士市大淵	14225	12	い29-0	山林	0.0469	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
81	富士市大淵	14226	12	い29-0	山林	0.0575	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
82	富士市大淵	14227	12	い40-0	山林	0.0214	ヒノキ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
83	富士市大淵	14228	12	い40-0	山林	0.0337	ヒノキ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
84	富士市大淵	14229	12	い40-0	山林	0.0234	ヒノキ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
85	富士市大淵	14230	12	い40-0	山林	0.0320	ヒノキ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
86	富士市大淵	14231	12	い29-0 40-0	山林	0.0899	ヒノキ	59 66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
87	富士市大淵	4480	12	い29-0	山林	0.1861	ヒノキ スギ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
88	富士市大淵	8338-1	12	い6-0 36-0	山林	0.8311	ヒノキ	56 71	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
89	富士市大淵	8339-1	12	い6-0	山林	0.0369	ヒノキ スギ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
90	富士市大淵	8345	12	い38-0	山林	0.0928	スギ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
91	富士市大淵	1667-2	14	は22-0	山林	0.3440	ヒノキ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
92	富士市大淵	1667-3	14	は20-0	山林	0.0793	ヒノキ スギ	58	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
93	富士市大淵	6949-1	14	は21-0 20-0 21-0	山林	0.4687	ヒノキ スギ	38 58 67	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
94	富士市大淵	1706-1	14	は7-0	山林	0.1361	ヒノキ	62	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
95	富士市大淵	6983	15	い3-0	山林	0.3963	ヒノキ	54	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
77	富士市大淵	14335	12	ろ56-0	山林	0.2766	ヒノキ	59			04-30
78	富士市大淵	14222-2	12	い29-0	山林	0.0209	スギ ヒノキ	59			04-32
79	富士市大淵	14223-2	12	い29-0	山林	0.6547	ヒノキ	59			04-32
80	富士市大淵	14225	12	い29-0	山林	0.0469	ヒノキ	59			04-32
81	富士市大淵	14226	12	い29-0	山林	0.0575	ヒノキ	59			04-32
82	富士市大淵	14227	12	い40-0	山林	0.0214	ヒノキ	66			04-32
83	富士市大淵	14228	12	い40-0	山林	0.0337	ヒノキ	66			04-32
84	富士市大淵	14229	12	い40-0	山林	0.0234	ヒノキ	66			04-32
85	富士市大淵	14230	12	い40-0	山林	0.0320	ヒノキ	66			04-32
86	富士市大淵	14231	12	い29-0 40-0	山林	0.0899	ヒノキ	59 66			04-32
87	富士市大淵	4480	12	い29-0	山林	0.1861	ヒノキ スギ	59			04-32
88	富士市大淵	8338-1	12	い6-0 36-0	山林	0.8311	ヒノキ	56 71			04-32
89	富士市大淵	8339-1	12	い6-0	山林	0.0369	ヒノキ スギ	56			04-32
90	富士市大淵	8345	12	い38-0	山林	0.0928	スギ	53			04-32
91	富士市大淵	1667-2	14	は22-0	山林	0.3440	ヒノキ	66			04-36
92	富士市大淵	1667-3	14	は20-0	山林	0.0793	ヒノキ スギ	58			04-36
93	富士市大淵	6949-1	14	は1-0 20-0 21-0	山林	0.4687	ヒノキ スギ	38 58 67			04-36
94	富士市大淵	1706-1	14	は7-0	山林	0.1361	ヒノキ	62			04-37
95	富士市大淵	6983	15	い3-0	山林	0.3963	ヒノキ	54			04-37

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						現況 林齢
96	富士市大淵	6984	15	い4-0	山林	0.0638	ヒノキ	55	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
97	富士市大淵	1674-1	14	は17-0	山林	0.2116	ヒノキ	55	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
98	富士市大淵	1675-1	14	は16-0	山林	0.3968	ヒノキ	55	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
99	富士市大淵	1676-1	14	は15-0	山林	0.2137	ヒノキ	58	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
100	富士市大淵	1677-1	14	は30-0 は35-0	山林	0.6074	ヒノキ	43	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
101	富士市大淵	2093-1	14	い1-0 い2-0	山林	0.1643	ヒノキ	57 62	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
102	富士市大淵	14349	12	ろ48-0	山林	0.4492	スギ ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
103	富士市大淵	4526	12	ろ48-0	山林	0.1692	スギ ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
104	富士市大淵	8334	12	い35-0	山林	0.1758	ヒノキ	54	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
105	富士市大淵	8335-1	12	い30-0	山林	0.1428	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
106	富士市大淵	8336-1	12	い30-0	山林	0.0593	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
107	富士市大淵	8336-2	12	い34-0	山林	0.0274	ヒノキ	38	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
108	富士市大淵	2011-1	14	い43-0	山林	0.0879	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
109	富士市大淵	2012	14	い43-0	山林	0.1421	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
110	富士市大淵	2013	14	い42-0	山林	0.2006	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
111	富士市大淵	14296	12	に16-0	山林	0.1461	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
112	富士市大淵	14404	12	に17-0	山林	0.4631	ヒノキ	67	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
113	富士市大淵	14405	12	に17-0	山林	0.0469	ヒノキ	67	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
114	富士市大淵	14406	12	に17-0	山林	0.2109	ヒノキ	67	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
96	富士市大淵	6984	15	い4-0	山林	0.0638	ヒノキ	55			04-37
97	富士市大淵	1674-1	14	は17-0	山林	0.2116	ヒノキ	55			04-38
98	富士市大淵	1675-1	14	は16-0	山林	0.3968	ヒノキ	55			04-38
99	富士市大淵	1676-1	14	は15-0	山林	0.2137	ヒノキ	58			04-38
100	富士市大淵	1677-1	14	は30-0 は35-0	山林	0.6074	ヒノキ	43			04-38
101	富士市大淵	2093-1	14	い1-0 い2-0	山林	0.1643	ヒノキ	57 62			04-38
102	富士市大淵	14349	12	ろ48-0	山林	0.4492	スギ ヒノ	80			04-43
103	富士市大淵	4526	12	ろ48-0	山林	0.1692	スギ ヒノ	80			04-43
104	富士市大淵	8334	12	い35-0	山林	0.1758	ヒノキ	54			04-44
105	富士市大淵	8335-1	12	い30-0	山林	0.1428	ヒノキ	61			04-44
106	富士市大淵	8336-1	12	い30-0	山林	0.0593	ヒノキ	61			04-44
107	富士市大淵	8336-2	12	い34-0	山林	0.0274	ヒノキ	38			04-44
108	富士市大淵	2011-1	14	い43-0	山林	0.0879	ヒノキ	70			04-45
109	富士市大淵	2012	14	い43-0	山林	0.1421	ヒノキ	70			04-45
110	富士市大淵	2013	14	い42-0	山林	0.2006	ヒノキ	70			04-45
111	富士市大淵	14296	12	に16-0	山林	0.1461	ヒノキ	70			04-47
112	富士市大淵	14404	12	に17-0	山林	0.4631	ヒノキ	67			04-47
113	富士市大淵	14405	12	に17-0	山林	0.0469	ヒノキ	67			04-47
114	富士市大淵	14406	12	に17-0	山林	0.2109	ヒノキ	67			04-47

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
115	富士市大淵	2016-4	14	い79-1	山林	0.1047	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
116	富士市大淵	2027-1	14	い79-1	山林	0.1907	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
117	富士市大淵	1977	14	い60-0	山林	0.3735	ヒノキ	40	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
118	富士市大淵	2028-2	14	い20-0	山林	0.0264	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
119	富士市大淵	2029-2	14	い20-0	山林	0.1216	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
120	富士市大淵	2030	14	い20-0	山林	0.0238	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
121	富士市大淵	2035-1	14	い20-0	山林	0.0237	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
122	富士市大淵	2035-2	14	い20-0	山林	0.0359	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
123	富士市大淵	2035-3	14	い20-0	山林	0.0123	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
124	富士市大淵	2035-5	14	い20-0	山林	0.0180	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
125	富士市大淵	2036-1	14	い20-0	山林	0.0233	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
126	富士市大淵	2036-2	14	い20-0	山林	0.0137	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
127	富士市大淵	2050-1	14	い82-0	山林	0.2715	ヒノキ	55	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
128	富士市大淵	14375	12	ろ97-0	山林	0.0125	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
129	富士市大淵	14382	12	ろ97-0	山林	0.0872	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
130	富士市大淵	14383	12	ろ97-0	山林	0.2029	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
131	富士市大淵	14385	12	ろ97-0	山林	0.1705	ヒノキ	56	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
132	富士市大淵	14321-1	12	ろ30-0 31-0	山林	0.2617	ヒノキ	58 66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
133	富士市大淵	14328	12	ろ47-0 49-0	山林	0.2740	ヒノキ	68 65	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
115	富士市大淵	2016-4	14	い79-1	山林	0.1047	ヒノキ	60			04-47
116	富士市大淵	2027-1	14	い79-1	山林	0.1907	ヒノキ	60			04-47
117	富士市大淵	1977	14	い60-0	山林	0.3735	ヒノキ	40			04-50
118	富士市大淵	2028-2	14	い20-0	山林	0.0264	ヒノキ	56			04-51
119	富士市大淵	2029-2	14	い20-0	山林	0.1216	ヒノキ	56			04-51
120	富士市大淵	2030	14	い20-0	山林	0.0238	ヒノキ	56			04-51
121	富士市大淵	2035-1	14	い20-0	山林	0.0237	ヒノキ	56			04-51
122	富士市大淵	2035-2	14	い20-0	山林	0.0359	ヒノキ	56			04-51
123	富士市大淵	2035-3	14	い20-0	山林	0.0123	ヒノキ	56			04-51
124	富士市大淵	2035-5	14	い20-0	山林	0.0180	ヒノキ	56			04-51
125	富士市大淵	2036-1	14	い20-0	山林	0.0233	ヒノキ	56			04-51
126	富士市大淵	2036-2	14	い20-0	山林	0.0137	ヒノキ	56			04-51
127	富士市大淵	2050-1	14	い82-0	山林	0.2715	ヒノキ	55			04-51
128	富士市大淵	14375	12	ろ97-0	山林	0.0125	ヒノキ	56			04-53
129	富士市大淵	14382	12	ろ97-0	山林	0.0872	ヒノキ	56			04-53
130	富士市大淵	14383	12	ろ97-0	山林	0.2029	ヒノキ	56			04-53
131	富士市大淵	14385	12	ろ97-0	山林	0.1705	ヒノキ	56			04-53
132	富士市大淵	14321-1	12	ろ30-0 31-0	山林	0.2617	ヒノキ	58 66			04-54
133	富士市大淵	14328	12	ろ47-0 49-0	山林	0.2740	ヒノキ	68 65			04-54

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
134	富士市大淵	14329	12	ろ32-0	山林	0.1176	ヒノキ	69	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
135	富士市大淵	14330	12	ろ50-0	山林	0.0317	ヒノキ	68	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
136	富士市大淵	14331	12	ろ53-0	山林	0.1659	ヒノキ	62	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
137	富士市大淵	14314	12	ろ33-0	山林	0.1824	ヒノキ	67	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
138	富士市大淵	14316	12	ろ45-0	山林	0.1652	ヒノキ スギ	66	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
139	富士市大淵	14317	12	ろ33-0 34-0	山林	0.1319	ヒノキ	67 73	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
140	富士市大淵	14182	12	ろ14-0	山林	0.0558	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
141	富士市大淵	14183	12	ろ14-0	山林	0.0624	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
142	富士市大淵	14184	12	ろ14-0	山林	0.0783	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
143	富士市大淵	14334	12	ろ46-0	山林	0.1557	スギ ヒノキ	58	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
144	富士市大淵	14341	12	ろ48-1	山林	0.0366	スギ ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
145	富士市大淵	14346	12	ろ48-1	山林	0.0661	スギ ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
146	富士市大淵	14347	12	ろ48-1	山林	0.1414	スギ ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
147	富士市大淵	14348	12	ろ48-1	山林	0.3282	スギ ヒノキ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
148	富士市大淵	14389	12	ろ91-0	山林	0.1494	ヒノキ	55	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
149	富士市大淵	1665	14	は29-0	山林	0.3421	ヒノキ	61	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
150	富士市大淵	1670	14	は34-0 27-1	山林	0.2502	スギ	80	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
151	富士市大淵	2019-1	14	い33-0 34-0	山林	0.2368	ヒノキ	53 48	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
152	富士市大淵	2019-2	14	い34-0	山林	0.0252	ヒノキ	48	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
134	富士市大淵	14329	12	ろ32-0	山林	0.1176	ヒノキ	69			04-54
135	富士市大淵	14330	12	ろ50-0	山林	0.0317	ヒノキ	68			04-54
136	富士市大淵	14331	12	ろ53-0	山林	0.1659	ヒノキ	62			04-54
137	富士市大淵	14314	12	ろ33-0	山林	0.1824	ヒノキ	67			04-56
138	富士市大淵	14316	12	ろ45-0	山林	0.1652	ヒノキ スギ	66			04-56
139	富士市大淵	14317	12	ろ33-0 34-0	山林	0.1319	ヒノキ	67 73			04-56
140	富士市大淵	14182	12	ろ14-0	山林	0.0558	ヒノキ	61			04-57
141	富士市大淵	14183	12	ろ14-0	山林	0.0624	ヒノキ	61			04-57
142	富士市大淵	14184	12	ろ14-0	山林	0.0783	ヒノキ	61			04-57
143	富士市大淵	14334	12	ろ46-0	山林	0.1557	スギ ヒノキ	58			04-59
144	富士市大淵	14341	12	ろ48-1	山林	0.0366	スギ ヒノキ	80			04-59
145	富士市大淵	14346	12	ろ48-1	山林	0.0661	スギ ヒノキ	80			04-59
146	富士市大淵	14347	12	ろ48-1	山林	0.1414	スギ ヒノキ	80			04-59
147	富士市大淵	14348	12	ろ48-1	山林	0.3282	スギ ヒノキ	80			04-59
148	富士市大淵	14389	12	ろ91-0	山林	0.1494	ヒノキ	55			04-59
149	富士市大淵	1665	14	は29-0	山林	0.3421	ヒノキ	61			04-60
150	富士市大淵	1670	14	は34-0 27-1	山林	0.2502	スギ	80			04-60
151	富士市大淵	2019-1	14	い33-0 34-0	山林	0.2368	ヒノキ	53 48			04-62
152	富士市大淵	2019-2	14	い34-0	山林	0.0252	ヒノキ	48			04-62

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
153	富士市大淵	2021-1	14	い34-0	山林	0.2265	ヒノキ	48	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</p>
154	富士市大淵	2021-3	14	い34-0	山林	0.0042	ヒノキ	48	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
155	富士市大淵	2023-3	14	い34-0	山林	0.0076	ヒノキ	48	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
156	富士市大淵	14416	12	ろ85-0	山林	0.3454	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
157	富士市大淵	14421	12	ろ85-0 86-0	山林	0.1487	ヒノキ	70 58	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
158	富士市大淵	14422	12	ろ86-1	山林	0.0429	ヒノキ	58	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
159	富士市大淵	14874	11	い6-0	山林	0.2700	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
160	富士市大淵	14875	11	い6-0	山林	0.0304	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
161	富士市大淵	14876	11	い6-0	山林	0.0290	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
162	富士市大淵	14877	11	い6-0	山林	0.0042	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
163	富士市大淵	14879	11	い6-0	山林	0.0152	ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
164	富士市大淵	4492	12	ろ85-0	山林	0.2089	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
165	富士市大淵	14326	12	ろ51-0	山林	0.0449	ヒノキ	60	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
166	富士市大淵	14911	11	い9-0	山林	0.2690	ヒノキ	59	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
167	富士市大淵	14912	11	い9-0	山林	0.1877	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
168	富士市大淵	14913	11	い9-0	山林	0.0393	ヒノキ	70	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
169	富士市大淵	14342	12	ろ68-0	山林	0.1785	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
170	富士市大淵	14343	12	ろ68-0	山林	0.4909	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			
171	富士市大淵	14344	12	ろ68-0	山林	0.0350	ヒノキ	53	2023.9.29	6年 (2029.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
153	富士市大淵	2021-1	14	い34-0	山林	0.2265	ヒノキ	48			04-62
154	富士市大淵	2021-3	14	い34-0	山林	0.0042	ヒノキ	48			04-62
155	富士市大淵	2023-3	14	い34-0	山林	0.0076	ヒノキ	48			04-62
156	富士市大淵	14416	12	ろ85-0	山林	0.3454	ヒノキ	70			04-64
157	富士市大淵	14421	12	ろ85-0 86-0	山林	0.1487	ヒノキ	70 58			04-64
158	富士市大淵	14422	12	ろ86-1	山林	0.0429	ヒノキ	58			04-64
159	富士市大淵	14874	11	い6-0	山林	0.2700	ヒノキ	57			04-64
160	富士市大淵	14875	11	い6-0	山林	0.0304	ヒノキ	57			04-64
161	富士市大淵	14876	11	い6-0	山林	0.0290	ヒノキ	57			04-64
162	富士市大淵	14877	11	い6-0	山林	0.0042	ヒノキ	57			04-64
163	富士市大淵	14879	11	い6-0	山林	0.0152	ヒノキ	57			04-64
164	富士市大淵	4492	12	ろ85-0	山林	0.2089	ヒノキ	70			04-64
165	富士市大淵	14326	12	ろ51-0	山林	0.0449	ヒノキ	60			04-65
166	富士市大淵	14911	11	い9-0	山林	0.2690	ヒノキ	59			04-65
167	富士市大淵	14912	11	い9-0	山林	0.1877	ヒノキ	70			04-65
168	富士市大淵	14913	11	い9-0	山林	0.0393	ヒノキ	70			04-65
169	富士市大淵	14342	12	ろ68-0	山林	0.1785	ヒノキ	53			04-66
170	富士市大淵	14343	12	ろ68-0	山林	0.4909	ヒノキ	53			04-66
171	富士市大淵	14344	12	ろ68-0	山林	0.0350	ヒノキ	53			04-66

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
172	富士市大淵	14368	12	ろ68-0	山林	0.2181	ヒノキ	53			04-66
173	富士市大淵	14946	11	い27-0	山林	0.1781	ヒノキ	73			04-66
174	富士市大淵	14947	11	い27-0	山林	0.0952	ヒノキ	73			04-66
175	富士市大淵	14948	11	い27-0	山林	0.0842	ヒノキ	73			04-66
176	富士市大淵	15099	11	い59-1	山林	0.2234	ヒノキ	65			04-68
177	富士市大淵	15106	11	い59-1	山林	0.0647	ヒノキ	65			04-68
176											
177											
178											
179											
180											
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける者（丙）</p> <p>権利を設定をする市町村（乙）</p> </div> <div style="padding: 5px;"> <p>住所（同上） 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝</p> <p>住所（同上） 富士市長 小長井 義正</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>											
<p>（記載注意）</p> <p>（1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。</p> <p>（2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。</p> <p>（3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。</p> <p>（4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>（5） 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。</p>											